

令和 8 年 7 月 9 日
那 賀 川 河 川 事 務 所

那賀川流域の豊かな自然を生かした地域活性化を目指して ～第 3 回 那賀川流域地域ワーキング検討会を開催します～

河川とその流域の地域が一体となり、多様な生物の生息・生息環境を保全・再生するとともに自然環境を生かした地域活性化を実現するため、全国各地で河川を基軸とした「生態系ネットワーク形成」の取組が進められています。

那賀川流域でも多様な主体との連携のもと、生態系ネットワーク形成に向けた効果的な方策の検討とその取組の推進を目的として「那賀川流域地域ワーキング検討会」を設置しています。

今回は「第 3 回 那賀川流域地域ワーキング検討会」を開催するものです。

<第 3 回 那賀川流域地域ワーキング検討会>

日 時：令和 8 年 7 月 1 4 日（火）10:00～12:00

場 所：ホテル石松 2 階 飛鳥（別紙 1 参照）

（徳島県阿南市富岡町トノ町 113-3）

議 事：（1）コアワーキングの取組状況について

（2）行動計画（素案）について

（3）ロゴマーク・キャッチコピーの作成について

（4）今後のスケジュールについて

【その他事項】

- ・本協議会は公開することとしております。
- ・取材、傍聴を希望される方は、事前に下記お問い合わせ先までご連絡ください。（別紙 2 参照）

本施策は、四国広域地方計画「No. 2 サステナブル四国プロジェクト」の取組に該当します。

－問い合わせ先－

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

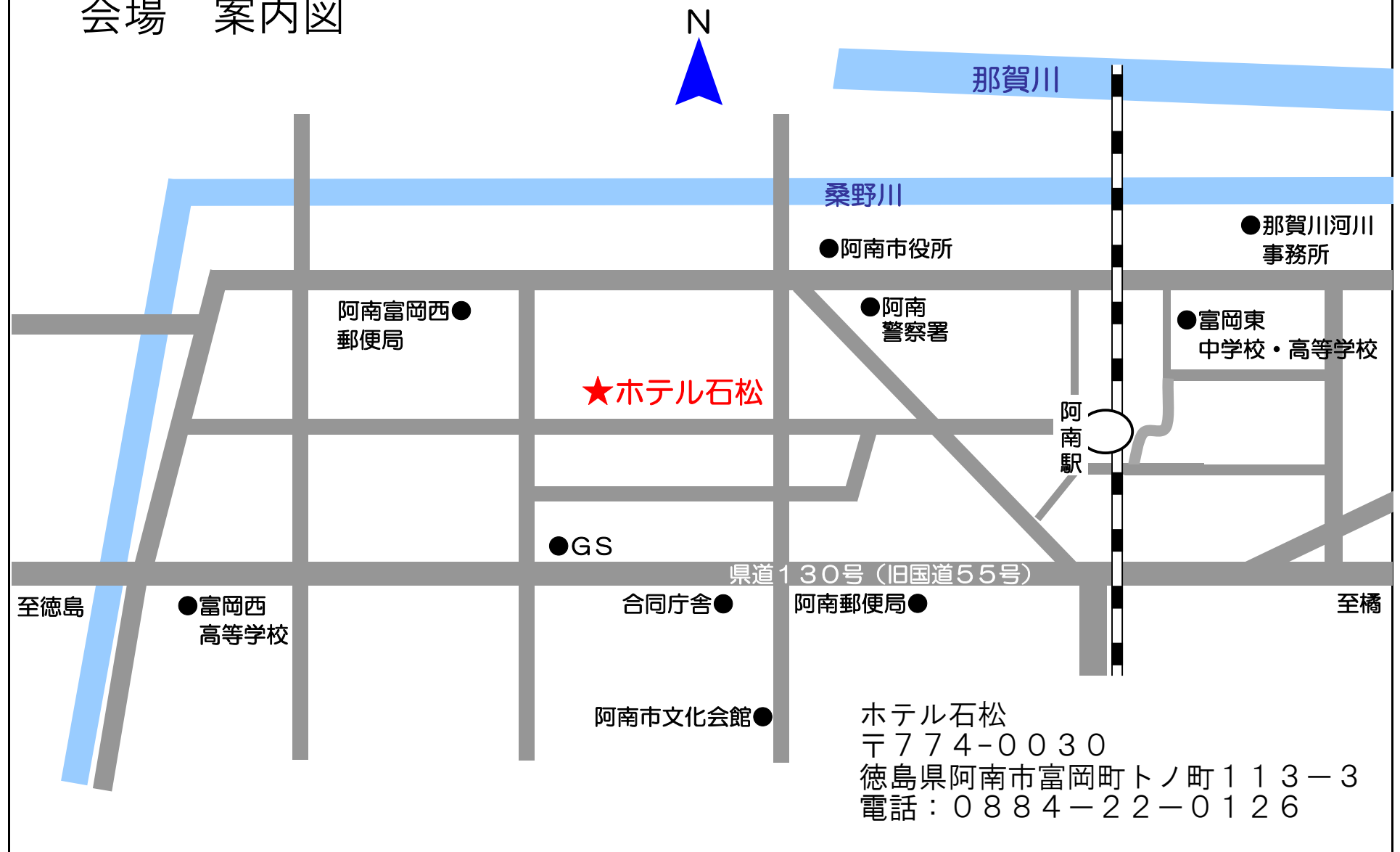
副所長（河川） みなみもと 南 本 ひでゆき 秀行 内線（204）

事業対策官 ◎ふじもと 藤 本 まさのぶ 雅 信 内線（208）

工務課長 よしもと 吉 本 やすたか 康 孝 内線（311）

電話（0884）22－6461（代）※◎：主たる問い合わせ先

会場 案内図



「那賀川流域 地域ワーキング検討会」 取材にあたってのお願い

（主旨）

協議会を円滑に進めるため、記者の皆様には以下の項目についてお願いいたします。

（取材）

- 1) 会議を取材しようとする方は、「報道」と記載された名札を着用して下さい。
- 2) 報道記者は会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②希少種に関する情報を取り扱う場合があるため、ビデオ、写真撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきます。
 - ③携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。

「那賀川流域 地域ワーキング検討会」
の傍聴者の皆様へ
傍聴にあたってのお願い

（主旨）

協議会を円滑に進めるため、傍聴の皆様には以下の項目についてお願いいたします。

（会議の傍聴）

- 1) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ②発言・私語・談論などをしないで下さい。
 - ③はちまきの着用プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ビラ・資料等の配布をしないで下さい。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないで下さい。
 - ⑦写真やビデオ撮影、録音などをしないで下さい。
 - ⑧会議中は発言できません。
 - ⑨その他、会場の秩序を乱したり会議の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 2) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 3) 事務局が退場を指示した時は、速やかに退室して下さい。
- 4) 以上のほか、傍聴者は司会、会長及び事務局の指示に従って下さい。

那賀川流域 地域ワーキング検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「那賀川流域 地域ワーキング検討会」(以下、検討会という。)と称する。

(目的)

第2条 那賀川流域において、多様な主体との連携のもと、河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の取組を通じて自然環境を保全・再生するとともに、良好な自然環境を活かした地域活性化の実現を目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、以下に関する検討等を行う。

- 一 那賀川流域の生態系の健全さの指標となる生物種の生息・生育環境の保全・再生及び創出を通じた生態系ネットワークの形成に関すること
- 二 那賀川流域の自然の価値や魅力を活かした地域活性化に関すること
- 三 その他、前項に掲げる事項に附帯する事項

(組織等)

第4条 検討会は、「徳島県流域コウノトリ・ツルの舞う生態系ネットワーク推進協議会」(以下、協議会という。)規約第7条の「地域ワーキング」として設置する。

- 2 検討会は、別表に掲げる者によって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
- 3 検討会には会長を置く。会長は、事務局の推薦によってこれを定める。
- 4 会長は、検討会を代表し、検討会の円滑な運営と進行を総括する。
- 5 会長に事故等があった時には、会長が復帰するまでの間、検討会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

(検討会の招集)

第5条 検討会は、会長の命を受けて事務局が招集する。

- 2 検討会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。なお、やむを得ない理由で委員が検討会に出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見等を聞くことができる。

(コアワーキング)

第6条 検討会規約の第3条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題を踏まえた取組の検討や、既存の団体等との連携による生態系ネットワーク形成に資する取組の推進等を行う組織として、コアワーキングを置くことができる。

2 コアワーキングの招集、構成メンバー、議事、進行等の、運営上必要な事項は、開催の都度、事務局が定める。

3 コアワーキングは、必要に応じて構成メンバー以外の者の出席を要請し、意見等を聞くことができる。

4 コアワーキングは、検討結果を検討会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 検討会及びコアワーキングの事務局は、国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所に置く。

(会議の公開)

第8条 検討会は、原則として公開とする。ただし、生物の保護や個人情報の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項は、原則として委員限りとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規約は、令和7年5月22日から施行する。

別表（第4条関係）

那賀川流域 地域ワーキング検討会 委員名簿

※赤字は第2回検討会（令和7年12月2日開催）からの変更箇所

区分	所属・役職等	氏名（敬称略）
学識者	阿南工業高等専門学校 名誉教授	湯城 豊勝
	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科 教授	大田 直友
	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 教授	河口 洋一
	認定NPO法人 とくしまコウノトリ基金 事務局長	柴折 史昭
市町村	阿南市長	岩佐 義弘
	小松島市長	中山 俊雄
	那賀町長	橋本 浩志
国	国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所 事務所長	清水 敦司
農業	東とくしま農業協同組合 代表理事組合長	荒井 義之
	太田川土地改良区 理事長	末岐 仁人
企業	日亜化学工業株式会社 環境安全本部 環境安全部 部長	西山 成実
	ソルベイ・スペシャルケム・ジャパン株式会社 研究開発部 部長	大竹 尚孝
金融機関	株式会社 阿波銀行 常務取締役	伊藤 輝明
	株式会社 徳島大正銀行 法人推進部 副参事	笹尾 啓一
	阿南信用金庫 総務部 課長	近藤 大祐
活動団体	まんなかの学校 代表・那賀よしクラブ	藤園 麻里
事務局	国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所	

令和8年6月27日現在